

○湖北環境衛生組合自治振興助成金条例

〔平成30年4月1日〕
条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るために必要な助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象は、当組合が定めた地区（東府中地区、行里川地区及び東大橋地区）とする。

2 助成金の交付対象者は、前項に掲げる地区の区長とする。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、生活環境に係る地区自治の振興を図るために必要な事業とする。

(助成限度額)

第4条 助成金の限度額は、管理者が当該年度予算の範囲内で決定する額とする。

(助成事業者の責務)

第5条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金が構成市民の税金その他貴重な財源によって賄われるものであることに深く留意し、交付決定の内容及びこれに付した条件を遵守し、事業の完遂に万全を期さなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 助成事業者は、助成金について他の用途への使用をしてはならない。

2 助成事業者は、管理者の承認を受けずに、これを交付の目的に反して使用してはならない。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、事業終了後すみやかに書類により報告しなければならない。

(是正処置)

第8条 管理者は、提出された報告書により是正すべき箇所があるときは、その点を指摘し、是正の措置を指示するとともに関係職員によりその執行を確認させることができる。

2 助成事業者は、前項の是正措置に従い、また、関係職員の確認に協力しなければならない。

(立入検査)

第9条 管理者は、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、帳簿、書類等の検査をすることができる。

2 助成事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 管理者は、次に掲げる場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業の内容、事情等の変更・中止をしたとき
 - (2) 助成事業者が条例に定める義務に違反したとき
 - (3) 交付決定に瑕疵のある場合
 - (4) 偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - (5) その他、助成金の交付が不適切と認められる事情があるとき
- (その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。